

原 発 本 第 3 4 号

2 0 2 1 年 5 月 2 4 日

原子力規制委員会 殿

住 所 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

申 請 者 名 九州電力株式会社

代表者氏名 代表取締役社長執行役員 池辺 和弘

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、川内原子力発電所原子炉施設保安規定について、下記のとおり変更認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

昭和58年7月6日付けの58資庁第10017号で認可を受け、昭和59年8月3日付けの59資庁第8966号、昭和59年8月17日付けの59資庁第10192号、昭和60年1月30日付けの59資庁第17525号、昭和63年2月23日付けの62資庁第16340号、平成元年3月31日付けの元資庁第3507号、平成2年3月23日付けの2資庁第1878号、平成3年5月13日付けの3資庁第3840号、平成5年2月2日付けの4資庁第14734号、平成6年2月28日付けの6資庁第471号、平成7年5月19日付けの7資庁第4157号、平成8年5月22日付けの8資庁第3207号、平成9年7月23日付けの平成09・06・12資第10号、平成13年1月5日付けの平成12・09・20資第9号、平成13年2月23日付けの平成13・02・15原第21号、平成13年3月30日付けの平成13・03・23原第7号、平成13年10月11日付けの平成13・09・18原第3号、平成14年3月8日付けの平成14・02・08原第26号、平成14年10月22日付けの平成14・09・27原第8号、平成15年5月15日付けの平成15・04・22原第5号、平成16年5月18日付けの平成15・12・25原第26号、平成16年9月1日付けの平成16・07・20原第6号、平成17年6月28日付けの平成17・06・13原第25号、平成18年2月22日付けの平成18・01・27原第14号、平成19年5月18日付けの平成19・05・08原第7号、平成19年12月13日付けの平成19・09・28原第26号、平成19年12月13日付けの平成19・11・30原第19号、平成20年3月19日付けの平成20・02・29原第59号、平成20年6月6日付けの平成20・05・13原第5号、平成20年8月22日付けの平成20・07・11原第11号、平成20年12月12日付けの平成20・10・31原第11号、平成21年9月11日付けの平成21・08・03原第6号、平成22年2月22日付けの平成22・01・20原第8号、平成22年6月22日付けの平成22・05・21原第8号、平成23年5月6日付けの平成23・04・04原第40号、平成23年5月11日付けの平成23・04・21原第11号、平成23年6月16日付けの平成23・05・19原第24号、平成24年3月7日付けの平成24・02・16原第11号、平成24年6月21日付けの平成24・05・23原第5号、平成24年9月6日付けの20120717原第31号、平成25年2月13日付けの原管P収第121212002号、平成25年6月17日付けの原管P発第1306172号、平成26年6月9日付けの原規規発第1406093号、平成27年5月27日付けの原規規発第1505273号、平成27年8月5日付けの原規規発第15080516号、平成27年11月18日付けの原規規発第1511185号及び平成28年3月24日付けの原規規発第16032421号、平成29年2月8日付けの原規規発第1702089号、平成29年8月25日付けの原規規発第1708251号、平成30年1月10日付け原規規発第1801101号、平成30年6月26日付け原規規発第1806266号、平成30年12月17日付け原規規発第18121710号、平成31年2月13日付け原規規発第1902135号、令和元年7月5日付け原規規発第1907054号、令和2年3月25日付け原規規発第2003251号、令和2年3月30日付け原規規発第20033014号及び令和2年1

0月23日付け原規規発第2010231号で変更認可を受けた川内原子力発電所原子炉施設保安規定の記述を、別添の川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する。(ただし、下線部は含まない。)

2. 変更の理由

(1) 放射性廃棄物でない廃棄物の管理に伴う変更

旧原子力安全・保安院指示文書「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(NISA-111a-08-1)(平成20・04・21 原院第1号)を受け、関連する次の条文の追加を行う。

第98条の5(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)【新規追加】

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、10日以内に施行する。

以 上

川内原子力発電所原子炉施設保安規定
変更前後比較表

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>【新規追加】</p>	<p>(放射性廃棄物でない廃棄物の管理) 第 98 条の 5 「原子力施設において設置された資材等又は使用された物品であって、「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物」(以下、本条において「放射性廃棄物でない廃棄物」という。)の判断をしようとする対象物の範囲は、管理区域内において設置された金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等 (以下、本条において「資材等」という。)及び管理区域内において使用された工具類等 (以下、本条において「物品」という。)とする。</p> <p>2 安全管理課長は、管理区域内において設置された資材等又は使用された物品を、放射性廃棄物でない廃棄物と判断する場合、次の各号に基づき実施する。</p> <p>(1) 第 104 条第 1 項(1)の区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。</p> <p>(2) 第 104 条第 1 項(2)の区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。</p> <p>なお、汚染された資材等について、汚染部位の特定・分離を行った場合には、残った汚染されていない部位は放射性廃棄物でない廃棄物とすることができる。</p> <p>また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。</p> <p>(3) 第 104 条第 1 項(1)の区域において使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。</p> <p>(4) 第 104 条第 1 項(2)の区域において使用された物品については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。</p> <p>なお、使用履歴の記録等が適切に管理されていない物品については、適切な測定方法により放射線測定評価を行い、汚染がないことを確認した上で、それ以後に適切な汚染防止対策、使用履歴の記録等の管理が行われている場合には、放射性廃棄物でない廃棄物と判断することができる。</p> <p>また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。</p> <p>3 各課長は、放射性廃棄物でない廃棄物と判断されたものについては、管理区域から搬出するまでの間、汚染されたものとの混在防止措置を講じる等、所要の管理を行う。</p>	<p>・放射性廃棄物でない廃棄物の管理に伴う変更</p>

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更案

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規定は、2020年10月26日から施行する。</p> <p>2 第73条（ディーゼル発電機 モード1、2、3及び4以外）の表73-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉のディーゼル発電機又は移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>3 本規定施行の際、使用前検査対象となる規定については、各原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p> <p>4 本規定施行の際、使用前検査対象の特重施設及び特重施設による対策を行う要員の確保に関する規定については、工事の計画に係る全ての工事が完了した時の工事における各原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p> <p>5 実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の一部改正に伴い、特重施設の設置に伴う本規定施行後、1号炉及び2号炉の燃料装前までに第17条の6（重大事故等発生時の体制の整備）第4項(2)オ、第17条の7（大規模相撲発生時の体制の整備）第1項(2)オに定める施設の使用の開始前に実施する教育訓練を行う。</p> <p>6 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う変更に係る規定は、令和2年5月1日以後最初の発電用原子炉施設に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の16第1項の検査（定期事業者検査）を終了した日以降に適用することとし、それ以前は従前の例による。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規定は、20XX年XX月XX日から施行する。</p> <p>2 第73条（ディーゼル発電機 モード1、2、3及び4以外）の表73-1について、非常用発電機の運用を開始するまでは、所要の電力供給が可能な場合、他の号炉のディーゼル発電機又は移動式発電装置を非常用発電機とみなすことができる。</p>	<p>・放射性廃棄物でない廃棄物の管理に伴う変更</p> <p>・附則第3項から第6項は、適用済のため削除する。</p>